



茨城県報

第 92 号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 30 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (技術革新課) … 2
(教 育 委 員 会)
- 茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 …… 3
- 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 …… 4
- 茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則 …… 5

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定の取消し (福祉指導課) …… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課) …… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉指導課) …… 6
- 指定障害児通所支援事業者の廃止 (3 件) (障害福祉課) …… 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) …… 8
- 青少年に有害な興業の指定 (青少年家庭課) …… 8
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律による公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (労働政策課) …… 9
- 保安林の指定 (2 件) (林業課) …… 11
- 保安林の指定の解除 (林業課) …… 12
- 道路の区域の変更 (6 件) (道路維持課) …… 12
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) …… 15
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定 (道路維持課) …… 15
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定 (道路維持課) …… 16
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) …… 17

公 告

- 基本測量の実施 (用地課) …… 18
- 公共測量の終了 (用地課) …… 18
- 都市計画の図書の縦覧 (8 件) (都市計画課) …… 18
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) …… 21

訓 令

- 茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (行政経営課) ……………21
- 職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令 (人事課) ……………21

(県 議 会)

- 議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令……………22

(教 育 委 員 会)

- 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令……………22
- 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………23

規 程

(企 業 局)

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………23
- 茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程……………24
- 茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程……………24

(病 院 事 業 管 理 者)

- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………25
- 病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………25
- 茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程……………26
- 病院事業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程……………31
- 茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程……………31
- 茨城県立中央病院の診療に関する規程の一部を改正する規程……………31
- 茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程……………33
- 茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程……………36

 規 則

茨城県規則第16号

茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成27年茨城県規則第77号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「10人」を「12人」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 2 号

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁組織規則 (昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

課	室
総務課	人権教育室
義務教育課	生徒指導・いじめ対策推進室
高校教育課	I C T 教育推進室
保健体育課	健康教育推進室

第 11 条の表グループリーダーの項職務の欄に次のただし書きを加える。

ただし、チームの事務を総括整理することを命じられている者の職務は、当該事務のほか、チームリーダーの指定する事務を整理するものとし、それ以外の者の職務は、チームリーダーの指定する事務の整理に限るものとする。

別表第 1 総務企画部の部総務課の項中第 38 号及び第 39 号を削り、第 40 号を第 38 号とし、同部財務課の項第 3 号中「係る調査及び連絡」を削り、同部生涯学習課の項第 8 号中「、県立さしま少年自然の家及び県女性プラザ」を「及び県立さしま少年自然の家」に改める。

別表第 1 学校教育部の部義務教育課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

10 市町村立学校の情報化推進に関すること。

同項に次のように加える。

(生徒指導・いじめ対策推進室)

17 市町村立学校に係る生徒指導に関すること。

18 市町村立学校に係るいじめ対策に関すること。

別表第 1 学校教育部の部高校教育課の項に次のように加える。

(I C T 教育推進室)

19 教育情報ネットワークに関すること。

20 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること。

別表第 1 学校教育部の部特別支援教育課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

11 県立特別支援学校の情報化推進に関すること。

別表第 1 学校教育部の部保健体育課の項第 7 号中「(国体競技力向上対策室の所管に係るものを除く。)」を削り、同部中保健体育課 (国体競技力向上対策室) の項を削り、同部保健体育課の項第 9 号中「競技力の向上」を「生涯スポーツ」に改め、同号を同項第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

9 競技力の向上に関すること。

別表第 1 学校教育部保健体育課の項中第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(茨城県教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 茨城県教育委員会公印規則 (昭和 36 年茨城県教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校以外の教育機関 (茨城県立歴史館、茨城県水戸生涯学習センター、茨城県県北生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県南生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター、茨城県立中央青年の家、茨城県立白浜少年自然の家、茨城県立さしま少年自然の家、茨城県女性プラザ及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。) の印の項中「茨城県女性プラザ」を削る。

(茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正)

第 3 条 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則 (平成 9 年茨城県教育委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

題名中「及び茨城県女性プラザ」を削る。

本則中「及び茨城県女性プラザ」及び「及び女性プラザ」を削り、「センター等」を「センター」に改める。

第 1 条中「(以下「プラザ」という。)」を削る。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「及びプラザ (以下「センター等」という。)」を削り、「施設並びに設備」を「施設及び付属設備」に改める。

様式第 1 号から第 9 号までの規定中「及び女性プラザ」及び「及び茨城県女性プラザ」を削る。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 3 号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び旅費」を「並びに旅費及び費用弁償」に改める。

第 2 条第 2 項中「技能労務職員」を「技能労務職員 (会計年度任用職員を除く。次条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条において同じ。)」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の給料表 (次項において「給料表」という。) は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。) である技能労務職員以外の全ての技能労務職員に適用するものとする。

第 3 条第 1 項中「地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

4 前各項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条中「技能労務職員」を「技能労務職員 (会計年度任用職員を除く。)」に、「又は赴任

したとき」を「若しくは赴任したとき又は第 2 号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したとき」に、「旅費に関する条例」を「旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 11 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 (以下「第 1 号会計年度任用職員」という。) である技能労務職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とし、当該報酬は日額で定める。ただし、茨城県教育委員会が日額で定めることが適当でないとき認めるときは、日額によらないことができる。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 (以下「第 2 号会計年度任用職員」という。) である技能労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当 (これに準ずる手当を含む。)、へき地手当 (これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 前 2 項の給与の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第 2 条から前条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(臨時的に任用された技能労務職員の給与)

第 12 条 臨時的に任用された技能労務職員の給与は、第 2 条から第 7 条まで及び第 8 条から第 10 条までの規定にかかわらず、第 2 条から第 10 条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

第 13 条の次に次の 1 条を加える

(費用弁償)

第 14 条 第 1 号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したときは、その費用を弁償する。

2 第 1 号会計年度任用職員である技能労務職員が給与条例第 12 条第 1 項各号に掲げる職員に該当する場合には、通勤のための費用を弁償する。

3 前 2 項の規定により弁償する費用の額、弁償の方法等については、前条に定める技能労務職員の旅費との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 4 号

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

茨城県教育研修センター管理規則 (平成 4 年茨城県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項の表副主査の項を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の表の左欄に掲げる職を課外又は課に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職 務
副参事	特定の事項についての企画、調査及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務に当たる。

主 査	特に命じられた困難な事項を処理する。
副主査	特に命じられた事項を処理する。

第5条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第51条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第55条の3第4号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第16条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2430417 たつざわ歯科クリニック	守谷市大柏875-1	歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科, 矯正歯科	笠井 大悟	令和元年 8月30日	取消

茨城県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0872000443 株式会社 幸和義肢研究所	つくば市大白碓341-1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社 幸和 義肢研究所 代 表取締役 横張 和壽	令和2年 3月16日

茨城県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
476 おはな治療院（金澤 裕三）	水戸市元吉田町 2277-76	あん摩マッサージ指圧	金澤 裕三	令和 2 年 3 月 16 日	指定

茨城県告示第 309 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0851100099	エンジョイライフ常総	茨城県常総市大沢 2011-1	株式会社ベストスマイル	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和 2 年 3 月 31 日

茨城県告示第 310 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0851100172	エンジョイライフ常総豊岡	茨城県常総市豊岡町丙 2894-28	株式会社ベストスマイル	放課後等デイサービス	令和 2 年 3 月 31 日

茨城県告示第 311 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0851800060	エンジョイライフ	茨城県坂東市大口 2832-4	株式会社ベストスマイル	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和 2 年 3 月 31 日

茨城県告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0821500139	グループホーム ひろはし	茨城県北茨城市大 津町2518番地	医療法人 誠之会	茨城県北茨城市大 津町2592番地	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822000352	共同生活援助事業所 ほっとハウス	茨城県つくば市作 谷2915番1	社会福祉法人 筑峯学園	茨城県つくば市平 沢655番地の4	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第314号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3512	映画	どすけべサラリーマン 快樂処世篇	新東宝映画
3513	映画	囀る鳥は羽ばたかない The clouds gather	フジテレビジョン <ティ・ジョイ>
3514	映画	ミッドサマー [ディレクターズカット版] (原題) MIDSOMMAR	ファントム・フィルム (アメリカ)
3515	映画	ナイフ・プラス・ハート (原題) UN COUTEAU DANS LE COEUR (KNIFE + HEART)	キノフィルムズ (フランス)

茨城県告示第315号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定に係る地域並びに指定した業種及び職種

指定に係る地域	業 種	職 種
日立市	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
石岡市 小美玉市	12－木材・木製品製造業（家具を除く）	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	32－その他の製造業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	55－その他の卸売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	80－娯楽業	K76－清掃の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	I66－自動車運転の職業
	88－廃棄物処理業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
結城市	09－食料品製造業	H64－生産関連・生産類似の職業
		K76－清掃の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	14－パルプ・紙・紙加工品製造業	H64－生産関連・生産類似の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	24－金属製品製造業	H64－生産関連・生産類似の職業
		K76－清掃の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	29－電気機械器具製造業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
		H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業		
下妻市 八千代町	24－金属製品製造業	H52－金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断の職業
	28－電子部品・デバイス・電子回路製造業	H61－製品検査の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断）
	32－その他の製造業	K77－包装の職業
常総市	09－食料品製造業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	13－家具・装備品製造業	H62－製品検査の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	58－飲食料品小売業	D32－商品販売の職業
	60－その他の小売業	D32－商品販売の職業

	70-物品賃貸業	H60-機械設備・修理の職業
潮来市	31-輸送用機械器具製造業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
常陸大宮市	18-プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
筑西市	09-食料品製造業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
	18-プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
かすみがうら市	80-娯楽業	E40-接客・給仕の職業
		E42-その他のサービスの職業
	98-地方公務	E40-接客・給仕の職業
		E42-その他のサービスの職業
つくばみらい市	81-学校教育	E42-その他のサービスの職業
美浦村	14-パルプ・紙・紙加工品製造業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
	16-化学工業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
	24-金属製品製造業	H52-金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断の職業
		K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業	H63-機械検査の職業
	32-その他の製造業	K77-包装の職業
	80-娯楽業	E42-その他のサービスの職業
		K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	85-社会保険・社会福祉・介護事業	K76-清掃の職業
88-廃棄物処理業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業	
阿見町	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業	H57-機械組立の職業
	32-その他の製造業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
五霞町	09-食料品製造業	K75-運搬の職業
		K76-清掃の職業
		K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	14-パルプ・紙・紙加工品製造業	H62-製品検査の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
		K75-運搬の職業
	18-プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	H62-製品検査の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
	32-その他の製造業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	74-技術サービス業 (他に分類されないもの)	K75-運搬の職業
	85-社会保険・社会福祉・介護事業	C25-一般事務の職業
		E35-家庭生活支援サービスの職業
I66-自動車運転の職業		

98—地方公務	C25—一般事務の職業
	K78—その他の運搬・清掃・包装等の職業

注 1 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める中分類に規定する業種による。

注 2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年 3 月改訂）に定める中分類に規定する職種による。

2 指定年月日

令和 2 年 4 月 1 日



茨城県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項で準用する同条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

笠間市上郷字南山3648番12, 3648番14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)



茨城県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項で準用する同条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

久慈郡太子町大字大沢字冥賀平1008番, 字松場1016番, 1016番 1

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神栖市波崎字豊ヶ崎9542番1
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

茨城県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町字土入場2087番1地先から 猿島郡境町大字下小橋字大道下382番1地先まで	(A)	最大 10.5 最小 8.0	メートル 2,220	旧道移管
	(B)	最大 135.0 最小 8.0	2,122	
猿島郡境町字土入場2087番1地先から 猿島郡境町字浅間下1033番1地先まで 猿島郡境町字土入場2087番1地先から 猿島郡境町大字下小橋字大道下382番1地先まで	(A)	最大 10.5 最小 8.0	1,275	
	(B)	最大 135.0 最小 8.0	2,122	

茨城県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市手野町字北戌関4451番地先から 土浦市手野町字北戌関4451番地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 10.3 最小 10.1	35	
	新	最大 13.0 最小 12.6	35	現道拡幅 (歩道整備)

茨城県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 若境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字上小橋字長五郎分278番1 地先から 猿島郡境町大字上小橋字長五郎分247番6 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 37.0 最小 7.2	217	
	(B)	最大 44.0 最小 18.0	238	
猿島郡境町大字上小橋字長五郎分278番1 地先から 猿島郡境町大字上小橋字長五郎分247番6 地先まで	新 (B)	最大 44.0 最小 18.0	238	旧道移管

茨城県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 岩井関宿野田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市長須字合ノ川11134番地先から 坂東市木間ヶ瀬字上小通里11246番3地先 まで	旧	メートル	メートル	
		最大 36.0 最小 11.0	1,041	
坂東市長須字町谷久保2272番1地先から 坂東市木間ヶ瀬字上小通里11246番3地先 まで	新	最大 36.0 最小 8.8	2,455	区域追加及び除外

茨城県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 竹ノ内羽鳥停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小美玉市羽鳥字東平2673番3地先から 小美玉市羽鳥字東平2673番3地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 6.6 最小 6.6	10	
	新	最大 20.1 最小 6.6	10	現道拡幅

茨城県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 古河坂東自転車道線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市水海字如来堂500番地先から 古河市水海字船頭西3956番地先まで	旧 (A)	メートル 最大 3.0 最小 3.0	メートル 1,435	
		(B) 最大 3.0 最小 2.5	1,817	
	新 (A)	最大 3.0 最小 3.0	1,435	迂回路撤去

茨城県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 土浦市手野町字北戌関4451番地先から
土浦市手野町字北戌関4451番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月30日

茨城県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 大竹鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市畑田字小内野681番27地先から
鉾田市畑田字万畝ノ上560番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月30日

茨城県告示第327号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道 354号	土浦市若松町3963番 1 地先から 土浦市木田余字茅場72番 1 地先まで
一般国道 355号	笠間市手越字逆川547番 1 から 笠間市石井字石崎1840番 5 地先まで
県道 谷田部小張線	つくば市谷田部字岩崎道3381番 9 地先から つくば市谷田部字茶場下590番 2 地先まで
県道 上吉影岩間線	小美玉市竹原字寺田2469番地先から 石岡市正上内12118番 3 地先まで
県道 小野土浦線	土浦市虫掛字東3477番地先から 土浦市田中2丁目1675番 1 地先まで
県道 谷田部藤代線	つくば市谷田部字岩崎道3381番 9 地先から つくば市境松字長堀661番 2 地先まで
県道 土浦港線	土浦市川口二丁目893番 3 地先から 土浦市川口二丁目2915番 3 地先まで
県道 舟玉川島停車場線	筑西市女方字本田前352番 2 地先から 筑西市布川字田河内1249番22地先まで

2 指定する期日

令和 2 年 4 月 1 日

茨城県告示第328号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道 125号	土浦市都和 4 丁目4233番74地先から 土浦市若松町3963番 1 地先まで
一般国道 354号	土浦市若松町3963番 1 地先から 土浦市木田余字茅場72番 1 地先まで
一般国道 355号	笠間市手越字逆川547番 1 から 笠間市石井字石崎1840番 5 地先まで
県道 水戸神栖線	水戸市宮町 1 丁目 3 番36地先から 水戸市常磐町字鈴坂6216番 4 地先まで

路 線 名	区 間
県道 取手豊岡線	常総市豊岡町字谷原丙522番2地先から 常総市豊岡町字細野丁2237番2地先まで
県道 谷田部小張線	つくば市谷田部字岩崎道3381番9地先から つくば市谷田部字茶場下590番2地先まで
県道 常総取手線	常総市新井木町字六軒187番2地先から つくばみらい市箕輪字箕輪292番地先まで
県道 上吉影岩間線	小美玉市竹原字寺田2469番地先から 石岡市正上内12118番3地先まで
県道 小野土浦線	土浦市虫掛字東3477番地先から 土浦市田中2丁目1675番1地先まで
県道 谷田部藤代線	つくば市谷田部字岩崎道3381番9地先から つくば市境松字長堀661番2地先まで
県道 山王下妻線	結城郡八千代町高崎字神明512番1地先から 下妻市黒駒字太田1314番3地先まで
県道 土浦港線	土浦市川口二丁目893番3地先から 土浦市川口二丁目2915番3地先まで
県道 舟玉川島停車場線	筑西市女方字本田前352番2地先から 筑西市布川字田河内1249番22地先まで

2 指定する期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第329号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石下停車場線
- 3 区 間 常総市新石下209-1地先から
常総市新石下216-1地先まで 上下線

公 告

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業期間 令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで
- 4 作業地域 石岡市

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 神栖市
- 2 作業種類 公共測量 写真地図（地図情報レベル1000 地上画素寸法：16cm）
- 3 作業終了日 令和2年3月9日
- 4 作業地域 神栖市全域

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~  
●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~  
●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

地区計画

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~  
●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

ごみ焼却場（1号 ひたちなか市勝田清掃センター）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

---

## ●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画火葬場の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 都市計画の種類

火葬場（2号水戸市新斎場）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

---

## ●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画下水道の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 都市計画の種類

下水道（水戸市第4号公共下水道）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

---

## ●都市計画の図書の縦覧

潮来都市計画地区計画の変更に伴い、潮来市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 都市計画の種類

地区計画（潮来前地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

---

## ●都市計画の図書の縦覧

潮来都市計画地区計画の変更に伴い、潮来市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において

て準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（道の駅いたこ周辺）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4676番33
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町中央一丁目14番9号 D-2  
白田 照一, 白田 香名子

訓 令

茨城県訓令第1号

茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県副知事の担当事務に関する規程（平成30年茨城県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとする。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

茨城県訓令第2号

職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費の調整基準に関する訓令（昭和29年茨城県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

第11条第1項中「条例第19条第1号に掲げる」を「公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外への」に改め、同条第2項中「第19条第1号」を「第19条」に改める。

第12条を削る。

第13条中「第19条第2号又は第3号」を「第6条第6項第3号」に改め、「同条第2号又は第3号に定める額に加えて」を削り、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

## 付 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

~~~~~  
(県 議 会)

茨城県議会訓令第2号

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

茨城県議会議長 森 田 悦 男

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令（昭和50年茨城県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第11条第1項中「条例第19条第1号に掲げる」を「公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外への」に改め、同条第2項中「第19条第1号」を「第19条」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「第19条第2号又は第3号」を「第6条第6項第3号」に、「同条第2号又は第3号に定める額に加えて」を削り、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

付 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

## 茨城県教育委員会訓令第1号

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成 2 年茨城県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

第 9 条第 1 項中「条例第 19 条第 1 号に掲げる」を「公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外への」に改め、同条第 2 項中「条例第 19 条第 1 号」を「条例第 19 条」に改める。

第 10 条を削る。

第 11 条中「条例第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「条例第 6 条第 6 項第 3 号」に改め、「、同条第 2 号又は第 3 号に定める額に加えて」を削り、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「条例第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「条例第 6 条第 6 項第 3 号」に改め、「、同条第 2 号又は第 3 号に定める額に加えて」を削り、「おいて次の各号に掲げる旅行に係る」を「おける」に、「当該各号」を「条例第 19 条」に改め、同条各号を削り、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とする。

付 則

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の教職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

#### 茨城県教育委員会訓令第 2 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立鉾田農業高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 規 程

( 企 業 局 )

#### 茨城県企業管理規程第 3 号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 澤 田 勝

## 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務を要するもの及び」を「常時勤務を要するもの、」に改め、「短時間勤務の職を占める職員」の次に「、企業職員で臨時的に任用されたもの及び地方公務員法第22条の2第1項に掲げるもの」を加える。

第7条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条の表本庁の項4級の欄及び3級の欄中「企画員」を削る。

## 付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 茨城県企業管理規程第4号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

茨城県公営企業管理者  
企業局長 澤 田 勝

## 茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第19項中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第1第57項ア中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第4第15項中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第4第32項中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第4の2第1項中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第7第6項中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第7第7項ア中「2億円」を「3億円」に改める。

別表第9第27項ア中「1億円」を「1億5,000万円」に、「2億円」を「3億円」に改める。

別表第9第27項イ中「(建設工事の基本設計の委託に係るものを除く。)」を「(建設工事の基本設計の委託及び3,000万円以上の設計の委託に係るものを除く。)」に改める。

## 付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 茨城県企業管理規程第5号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

茨城県公営企業管理者  
企業局長 澤 田 勝

## 茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程（昭和42年茨城県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中ケを削り、同条第3号中サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 水利権に関すること。

第5条の表茨城県企業局県南水道事務所の項中「県南広域水道」を「県南西広域水道」に、「県南広域工業用水道」



を「県南西広域工業用水道」に改め、茨城県企業局県西水道事務所の項中「県西広域水道」を「県南西広域水道」に、「県西広域工業用水道」を「県南西広域工業用水道」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項の表企画員の項を削る。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第 2 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「要するもの」の次に「(臨時的に任用されたものを除く。)」を加える。

第 3 条中「要するもの」の次に「(臨時的に任用されたものを除く。)」を加える。

第 10 条第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第 3 号

病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の旅費に関する規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

病院事業職員の旅費及び費用弁償に関する規程

第 1 条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第 2 条中「職員（）」の次に「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）及び」を、「職員の旅費」の次に「及び費用弁償」を、「第 56 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 3 条中「雇用される職員」の次に「(第 1 号会計年度任用職員を除く。)」を加え、「次条に定めるもののほか、」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(第 1 号会計年度任用職員の費用弁償の額等)

第 4 条 第 1 号会計年度任用職員の出張に係る費用弁償の額等は、条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

## 茨城県病院事業管理規程第 4 号

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程

茨城県病院局組織規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中の中央病院欄を次のように改める。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央病院 | 医療局<br>第一診療部，第二診療部，第三診療部，外来部，病棟部，内視鏡部，手術部，集中治療部，病理部，感染制御部，放射線診断部，臨床検査部，リハビリテーション部，臨床工学部<br>医療技術部<br>放射線技術科，臨床検査科，リハビリテーション技術科，栄養管理科，臨床工学技術科<br>がんセンター<br>臨床腫瘍部，緩和ケア部，がん情報部<br>救急センター<br>救急部，災害対策部<br>循環器センター<br>透析センター<br>化学療法センター<br>放射線治療センター<br>放射線治療部<br>医療相談支援センター<br>相談支援部<br>医療連携相談室<br>予防医療センター<br>健康支援部<br>健康支援室<br>地域支援局<br>医療教育局<br>臨床研究局<br>地域診療局<br>看護局<br>看護教育支援室<br>薬剤局<br>薬剤科<br>事務局<br>企画情報室，総務課，施設課，経理課，医事課，医師教育研修室 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第10条第3項の表中「副栄養科長」を「副栄養管理課長」に、「栄養科」を「栄養管理科」に改める。

別表第 1 県立中央病院の分掌事務の表を次のように改める。

〔県立中央病院〕

医療局

第一診療部

- 1 主に内科系の診療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (第一診療部の所管に係るものに限る。)

第二診療部

- 1 主に外科系業務の診療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (第二診療部の所管に係るものに限る。)

第三診療部

- 1 主に総合診療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (第三診療部の所管に係るものに限る。)

外来部

- 1 外来患者の診療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (外来部の所管に係るものに限る。)

病棟部

- 1 病棟患者の診療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (病棟部の所管に係るものに限る。)

内視鏡部

- 1 内視鏡業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (内視鏡部の所管に係るものに限る。)

手術部

- 1 手術業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (手術部の所管に係るものに限る。)

集中治療部

- 1 集中治療に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (集中治療部の所管に係るものに限る。)

病理部

- 1 病理業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (病理部の所管に係るものに限る。)

感染制御部

- 1 感染制御業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (感染制御部の所管に係るものに限る。)

放射線診断部

- 1 放射線診断業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (放射線診断部の所管に係るものに限る。)

臨床検査部

- 1 臨床検査業務に関する事。
- 2 医療器材の保守管理に関する事 (臨床検査部の所管に係るものに限る。)

リハビリテーション部

- 1 リハビリテーション業務に関する事。

- 2 医療器材の保守管理に関すること（リハビリテーション部の所管に係るものに限る。）。

臨床工学部

- 1 臨床工学業務に関すること。

- 2 医療器材の保守管理に関すること（臨床工学部の所管に係るものに限る。）。

医療技術部

放射線技術科

- 1 診療に用いる放射線に関すること。
- 2 放射線機器及び器材の保守管理に関すること。

臨床検査科

- 1 臨床検査に関すること。
- 2 解剖に関すること。

リハビリテーション技術科

リハビリテーションに関すること。

栄養管理科

患者の給食及び栄養指導に関すること。

臨床工学技術科

臨床工学に関すること。

がんセンター

臨床腫瘍部

がん患者の化学療法に関すること。

緩和ケア部

がん患者の緩和ケアに関すること。

がん情報部

がん患者の情報に関すること。

救急センター

救急部

救急患者の診療に関すること。

災害対策部

災害対策に関すること。

循環器センター

循環器に係る患者の診療に関すること。

透析センター

透析に係る患者の診療に関すること。

化学療法センター

化学療法に係る患者の診療に関すること。

放射線治療センター

放射線治療部

放射線治療に関すること。

医療相談支援センター

相談支援部

医療相談に関すること。

医療連携相談室

医療連携の推進及び相談業務に関すること。

予防医療センター

健康支援部

予防医療の推進に関すること。

健康支援室

健康支援業務に関すること。

地域支援局

地域医療の支援に関すること。

医療教育局

医療教育に関すること。

臨床研究局

臨床研究に関すること。

地域診療局

地域の診療支援に関すること。

看護局

患者の看護及び診療補助に関すること。

看護教育支援室

看護教育に関すること。

薬剤局

薬剤科

- 1 調剤及び製剤に関すること。
- 2 医薬品の検査、保管及び受払いに関すること。
- 3 保存血液の供給管理に関すること。

臨床試験管理部

臨床試験等の管理業務に関すること。

医療安全管理対策室

医療安全対策に関すること。

感染制御室

病院感染対策の管理に関すること。

栄養サポート室

栄養管理に関すること。

事務局

企画情報室

- 1 院内情報システムに関すること。
- 2 がん診療拠点病院に関すること。
- 3 電子カルテシステムに関すること。
- 4 病院ホームページに関すること。
- 5 医療法の開設許可申請及び各種報告に関すること。

- 6 診療情報データ収集分析に関する事。
- 7 院内がん登録及び地域がん登録に関する事。
- 8 新たな病院のあり方検討に関する事。
- 9 病院再編に関する事。

#### 総務課

- 1 公印の管守に関する事。
- 2 職員の身分及び服務に関する事。
- 3 職員の研修、能率及び福利厚生に関する事。
- 4 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 5 予算の経理に関する事。
- 6 病院施設の管理に関する事。
- 7 県有財産の管理に関する事。
- 8 病院統計に関する事。
- 9 病院事業に係る広報に関する事。
- 10 患者の受付及び入退院に関する事。
- 11 診療費の請求に関する事。
- 12 会計に関する事。
- 13 証明事務に関する事。
- 14 他課等の所管に属しない事。

#### 施設課

- 1 気罐かん、給気及び給水に関する事。
- 2 保安及び清掃に関する事。
- 3 院内施設の維持補修に関する事。

#### 経理課

- 1 会計に関する事。
- 2 物品等の出納及び保管に関する事。

#### 医事課

- 1 患者の受付及び入退院に関する事。
- 2 診療費の請求に関する事。
- 3 証明事務に関する事。

#### 医師教育研修室

- 1 専攻医と研修医の確保に関する事。
- 2 臨床研修プログラム及び臨床研修病院群に関する事。
- 3 専門研修プログラム及び専門研修連携施設群に関する事。
- 4 臨床研修及び専門研修に係る報告、申請等に関する事。
- 5 医学生の臨床実習等に関する事。
- 6 その他、臨床研修と専門研修に関する事。

#### 付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 茨城県病院事業管理規程第 5 号

病院事業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

病院事業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の育児休業等に関する規程（平成22年茨城県病院事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「第 9 条の休暇」を「第 9 条の育児時間又は介護時間（以下この条において「育児時間等」という。）」に、「当該休暇」を「当該育児時間等」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 茨城県病院事業管理規程第 6 号

茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職員服務規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第23項中「中学校就学の始期に達するまでの子」を「義務教育を終了する前の子」に改める。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 茨城県病院事業管理規程第 7 号

茨城県立中央病院の診療に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

茨城県立中央病院の診療に関する規程の一部を改正する規程

茨城県立中央病院の診療に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 6 条第 2 項第 1 号)

保 証 書

年 月 日に、貴院への入院を許可されました について、下記のとおり保証します。

記

保証人 (身元保証人)

- 1 私が患者の身元に関する一切のことを引き受け、貴院には迷惑をかけません。
- 2 退院を命ぜられた場合は、必ず指定期日までに引き取ります。

住所

.....

氏名

印 職業

.....

電話

.....

続柄

生年月日

年

月

日

.....

保証人 (連帯保証人)

- 1 患者が入院費を納付できない場合は、私が速やかに納付します。
- 2 極度額 (上限額) は、200,000円とします。

住所

.....

氏名

印 職業

.....

電話

.....

続柄

生年月日

年

月

日

.....

年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

- 備考
- 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。
  - 2 保証人は、特別な事情がある場合を除き、茨城県内に住所を有する成年者で独立の生計を営んでいる者 2 人であること。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。





**茨城県病院事業管理規程第 8 号**

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「入院申込書（様式第 2 号）に入院誓約書（様式第 3 号）を添えて」を「入院申込書兼誓約書（様式第 2 号）を」に改める。

第 6 条第 1 項中「入院誓約書」を「入院申込書兼誓約書」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条)

精神科・児童精神科・心療内科・神経内科

## 診 療 申 込 書

年 月 日 No. \_\_\_\_\_

|                  |                                               |             |        |
|------------------|-----------------------------------------------|-------------|--------|
| フリガナ             |                                               | 男<br>・<br>女 | (生年月日) |
| 患者氏名             |                                               |             | 年 月 日生 |
| 現住所              | 〒 ー 県 都 道 府<br><br>電 話 : ( )<br>携 帯 電 話 : ( ) |             |        |
| 患者さま以外<br>の緊急連絡先 | 氏 名 :                                         | 続 柄 :       |        |
|                  | 電 話 :                                         | ( )         |        |
| (該当者のみ)<br>施設名等  | 施設名称 :                                        |             |        |
|                  | 所在地 : 〒 ー                                     | 県 都 道 府     |        |
|                  | 電話番号 :                                        | ( )         |        |
| 備 考              |                                               |             |        |

様式第 2 号

年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

## 入院申込書 兼 誓約書

貴病院に入院のうへは、病院の規則を守り、病院長の指示に従います。また、下記の事項を相違なく履行することを誓約します。

### 記

- 1 入院料、治療費その他の諸経費は、必ず指定の期日までに納付します。万一、滞納したときは、申込者は連帯保証人として20万円の範囲内で責任を果たします。
- 2 入院者の一身上に関することについては、申込者又は保証人が指定の期日までに必ず引き取ります。
- 3 保証人が死亡したとき又は保証人としての資格を失ったときは、延滞なく届出をします。
- 4 保証人の指名又は住所を変更したときは、延滞なく届出をします。

|             |      |            |              |     |      |
|-------------|------|------------|--------------|-----|------|
| 入<br>院<br>者 | ふりがな |            | 性別<br>男<br>女 | 本籍地 | 都道府県 |
|             | 氏名   |            |              |     |      |
|             | 生年月日 | 年 月 日 ( 歳) |              |     |      |
|             | 住所   | 〒 電話番号 — — |              |     |      |
| 申<br>込<br>者 | ふりがな |            | 入院者との続柄 ( )  |     |      |
|             | 氏名   | ⑩          |              |     |      |
|             | 生年月日 | 年 月 日 ( 歳) |              |     |      |
|             | 住所   | 〒 電話番号 — — |              |     |      |
|             | 勤務先  | 電話番号 — —   |              |     |      |

(注) 1 直筆による署名の場合は、押印を省略することができます。

私(保証人)は、上記患者の入院中の医療費等のついて未納の場合は、連帯保証人として20万円の範囲内で責任を負うことを誓います。

|             |      |            |             |  |  |
|-------------|------|------------|-------------|--|--|
| 保<br>証<br>人 | ふりがな |            | 入院者との続柄 ( ) |  |  |
|             | 氏名   | ⑩          |             |  |  |
|             | 生年月日 | 年 月 日 ( 歳) |             |  |  |
|             | 住所   | 〒 電話番号 — — |             |  |  |
|             | 勤務先  | 電話番号 — —   |             |  |  |

※保証人は、特別な事情を除き、茨城県内に住所を有する成年者で独立の生計を営んでいる者とする。

(裏面)

【納入通知書の送付先】

- ( ) 入院者あて
- ( ) 申込者あて
- ( ) その他 (右欄記載)

|    |        |
|----|--------|
| 住所 | 〒      |
| 氏名 | (続柄: ) |

様式第 3 号 削除

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



茨城県病院事業管理規程第 9 号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 30 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹也

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程 (平成18年茨城県病院事業管理規程第21号) の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、収納金のうち20万円までは、保管することができる。

第33条第 1 項第 2 号中「賃金」を、「労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第11条の規定に基づく賃金」に改める。

第104条第 1 項第11号中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

第132条中「引渡し後に発見された目的物のかしについては」を「目的物が契約内容に適合しないものであるときは」に改め、「民法第570条」を「民法第566条」に改める。

別表第 2 病院事業勘定科目 費用の表中

|  |  |  |         |                                   |
|--|--|--|---------|-----------------------------------|
|  |  |  | 手当      | 常勤職員の扶養, 期末, 勤勉, 時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 |
|  |  |  | 事務員手当   | 「給料」の職員区分と同じ者に対する手当               |
|  |  |  | 医師手当    | 同上                                |
|  |  |  | 看護師手当   | 同上                                |
|  |  |  | 准看護師手当  | 同上                                |
|  |  |  | 医療技術員手当 | 同上                                |
|  |  |  | 労務員手当   | 同上                                |

を

|  |  |  |         |                      |  |
|--|--|--|---------|----------------------|--|
|  |  |  | 賃金      | 臨時又は非常勤の職員の賃金        |  |
|  |  |  | 事務員賃金   | 「給料」の職員区分と同じものに対する賃金 |  |
|  |  |  | 医師賃金    | 同上                   |  |
|  |  |  | 看護師賃金   | 同上                   |  |
|  |  |  | 准看護師賃金  | 同上                   |  |
|  |  |  | 医療技術員賃金 | 同上                   |  |
|  |  |  | 労務員賃金   | 同上                   |  |

「

|  |  |  |         |                      |  |
|--|--|--|---------|----------------------|--|
|  |  |  | 手当      | 臨時又は非常勤の職員の賃金        |  |
|  |  |  | 事務員手当   | 「給料」の職員区分と同じものに対する賃金 |  |
|  |  |  | 医師手当    | 同上                   |  |
|  |  |  | 看護師手当   | 同上                   |  |
|  |  |  | 准看護師手当  | 同上                   |  |
|  |  |  | 医療技術員手当 | 同上                   |  |
|  |  |  | 労務員手当   | 同上                   |  |

に

改め、

「

|  |  |  |     |                              |  |
|--|--|--|-----|------------------------------|--|
|  |  |  | 人夫費 | 賃金に掲げる以外のもの                  |  |
|  |  |  | 報償費 | 報酬、賃金及び人夫費に掲げる以外のもの（謝礼金を含む。） |  |

を

「

|  |  |  |     |                           |  |
|--|--|--|-----|---------------------------|--|
|  |  |  | 人夫費 |                           |  |
|  |  |  | 報償費 | 報酬及び人夫費に掲げる以外のもの（謝礼金を含む。） |  |

に

改める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県病院局会計規程の規定のうち、別表第 2 については、令和 2 年度の事業年度から適用し、令和元年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)